

国際競争に堪える市場目指す

編集部

商品先物取引の“憲法”にも相当する「商品取引所法」が1998（平成10）年以来、約6年ぶりに大改正されることになりました。産業構造審議会商品取引所分科会が昨年12月に中間報告を出し、それにそって今春にも改正される方向となったのです。そこで、中間報告を基に、商品取引所法はどう変わるか、ユーザーである産業界の立場から探ってみました。

商品取引所法は1950（昭和25）年に制定され、その後、幾多の小改正を経て、90（平成2）年と98（平成10）年に大改正されました。今回の改正はこの2回の大改正の延長線上にあるものです。今回、改正が行われることになった背景には大きく見て3つの理由があります。

大改正の背景は3つ

第1はわが国の経済構造が変わり、企業のリスク管理の必要性がますます高まったことです。経済の構造改革やグローバル化の進展で商品先物市場の持つ価格変動に対するリスクヘッジ（危険の保険つなぎ）や公正な価格形成といった産業インフラの機能が一層、重要になってきました。

第2は国際的な市場間競争が激化してきたことです。これまで商品先物取引といえば欧米が中心でしたが、近年、中国、東南アジア



2003年12月24日、中間報告を出した産業構造審議会商品取引所分科会

といった地域でも市場の整備が進んできました。そのうえ、国内でも商品取引所外の先物類似取引を行う市場、いわゆるOTC（Over The Counter=店頭市場）が台頭してきました。そこで、それらの動きに対応し、わが国の商品取引所を中心とした先物市場で十分な流動性を確保するとともに、国際的な競争力を強化しようというものです。

そして、最後が商品先物業界における競争環境の変化です。商品先物業界は2005年1月から取引の委託手数料が完全自由化されるなど環境が大きく変わりつつあります。その変化に対応、委託者保護や市場の安定性確保のためにセーフティネットを整備しようというものです。

法改正は具体的には①商品取引所を中心とする市場機能の向上②商品取引員による市場仲介機能の適正化③取引所外取引（OTC）における市場機能の適正化——の3点を眼目としています。そこで、それらを中心に見ていきましょう。